

岐阜県エネルギー関連産業コンソーシアム設置要綱

(名称)

第1条 本会は、岐阜県エネルギー関連産業コンソーシアム（以下「コンソーシアム」という。）と称する。

(目的)

第2条 コンソーシアムは、産学官連携のもと、エネルギー関連の技術やサービスの開発、製品化及びビジネスモデルの確立等を促進することにより、県内経済と共存共栄するエネルギー関連産業の振興を図るとともに、カーボンニュートラルの実現に寄与することを目的に設置する。

(事業)

第3条 コンソーシアムは、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事業を行う。

- 一 会員間のマッチングの支援
- 二 ワーキンググループ活動への支援
- 三 市場展開の支援
- 四 エネルギー関連情報等の発信
- 五 その他目的達成に必要な事業

(会員)

第4条 コンソーシアムは、次の各号に定める会員により構成する。

- 一 特別会員
コンソーシアムの趣旨に賛同する大学、企業及び行政等のうち、コンソーシアムの運営に責任を負う意思のある者
- 二 正会員
コンソーシアムの趣旨に賛同する大学、企業及び行政等のうち、コンソーシアムの活動に参加する者
- 三 準会員
コンソーシアムの趣旨に賛同する大学、企業及び行政等

(入会)

第5条 コンソーシアムに入会しようとする者は、別に定める入会申込書を理事長あてに提出するものとする。

- 2 理事長は、前項の入会申込者が第2条に定める目的に賛同する場合は、理事会の議決を経て、入会を承諾するものとする。
- 3 前項の規定に関わらず、準会員については、理事長の承認により入会を承諾するものとする。

(退会)

第6条 会員が退会を希望するときは、別に定める退会届を理事長に提出しなければならない。

(除名)

第7条 会員が次のいずれかに該当する行為を行ったときは、理事会の審議、議決により、これを除名することができる。ただし、この場合には当該会員に対し弁明の機会が与えられなければならない。

- 一 この要綱に違反したとき
- 二 コンソーシアムの目的に反する行為をしたとき
- 三 その他コンソーシアムに不利益を及ぼした場合、又はそのおそれのある場合

(役員)

第8条 コンソーシアムに次の役員を置く。

- 一 理事長 1名
- 二 副理事長 2名
- 三 理事 若干名
- 四 監事 2名

2 理事長及び副理事長は理事の互選により選定する。

3 理事は第4条第1項第1号に定める特別会員の中から総会の議決を経て選任する。

4 監事のうち1名は岐阜県出納事務局出納管理課長を充て、他1名は県職員以外で会員(準会員を除く。以下第16条まで同じ。)の中から理事長が選任する。

(役員任期)

第9条 役員任期は2年とし、その欠員が生じた場合は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

2 任期満了又は辞任によって退任した役員は、新たに選任された役員が就任するまで、その職を行う。

(役員職務)

第10条 役員職務は、次のとおりとする。

- 一 理事長は、コンソーシアムを代表し、会務を総括する。
- 二 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故があるときは、理事長があらかじめ指名した順序に従い、その職務を代行する。
- 三 理事は、理事長が必要と認めた事項を審議し、コンソーシアムの運営にあたる。
- 四 監事は、コンソーシアムの会計及び事業の状況を監査し、その結果を会員に報告する。

(会議)

第11条 コンソーシアムの会議は、総会、理事会とし、理事長がこれを招集する。

(総会)

第12条 総会は、会員をもって構成し、次の各号の事項を議決する。

- 一 役員選任に関する事
- 二 事業計画及び予算計画に関する事
- 三 事業報告及び決算に関する事

四 設置要綱の改正に関すること

五 その他コンソーシアム運営に係る重要事項

- 2 総会は、年1回開催する。ただし、理事長が必要と認めるときは、臨時に開催することができる。
- 3 総会の議長は理事長が務める。
- 4 総会は、会員の総数の過半数の出席をもって成立し、議事は出席者の過半数をもって決する。なお、賛否同数の場合は、議長の決するところによる。
- 5 前項の規定に関わらず、コンソーシアムの解散に係る議事は、出席者の3分の2以上の賛成によって決する。
- 6 やむを得ず総会に出席できない会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は代理人に表決を委任することができる。この場合において前2項の規定の適用については、その会員は出席したものとみなす。
- 7 緊急の必要がある場合または軽微な事項については、理事長は書面による賛否を求め、総会の議決に代えることができる。

(理事会)

第13条 理事会は、理事をもって構成し、次の各号の事項を議決する。

- 一 総会へ付議すべき事項
 - 二 第3条に掲げる事業の運営に関する事項
 - 三 予算の流用の決定に関すること
 - 四 別に定めるワーキンググループへの支援内容の決定に関すること
 - 五 会員の入退会に関すること
 - 六 その他必要事項
- 2 理事会は、必要に応じて随時開催する。
 - 3 理事会の議長は理事長が務める。
 - 4 理事会は、理事の過半数の出席をもって成立し、議事は出席者の過半数をもって決する。なお、賛否同数の場合は、議長の決するところによる。
 - 5 やむを得ず理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は代理人に表決を委任することができる。この場合において前項の規定の適用については、その理事は出席したものとみなす。
 - 6 緊急の必要がある場合または軽微な事項については、理事長は書面による賛否を求め、理事会の議決に代えることができる。

(専決処分)

第14条 理事長は、総会及び理事会を招集するいとまがないと認めるとき、又はこれらの権限に属する事項で軽易なものについては、これを専決処分することができる。

- 2 理事長は、前項の規定により専決処分をしたときは、これを次回の会議において報告しなければならない。

(経費)

第15条 コンソーシアムの事業に必要な経費は、年会費その他の収入をもって充てるものとする。

(年会費)

第16条 会員は、その区分に応じ次に定める年会費を納入しなければならない。

- 一 特別会員 30万円以上
- 二 正会員 5万円
- 三 正会員(個人) 3万円

- 2 前項の規定に関わらず、コンソーシアムの運営に特に重要と認められる会員については、その者の申請により、理事会の議決を経て会費の免除をすることができる。
- 3 既に納入された会費は返還しないものとする。

(会費の返還)

第17条 コンソーシアムは、決算見込に基づき拠出者ごとの負担金額を確定し、余剰金が生じた場合は、その全額を県及びその他の拠出者に返還しなければならない。

- 2 前項の余剰金については、理事会により拠出者ごとの金額を決定する。ただし、負担金の負担割合等合理的な基準によらなければならない。

(会計)

第18条 コンソーシアムの会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

- 2 コンソーシアムの会計は、岐阜県の規程を準用するものとする。

(事務局)

第19条 コンソーシアムの事務局は、岐阜県商工労働部商工・エネルギー政策課に置く。

(委任)

第20条 この要綱に定めるもののほか、コンソーシアム運営に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成26年9月4日から施行する。
- 2 コンソーシアム設立当初の役員の任期は、第9条第1項の規定に関わらず平成28年3月31日までとする。
- 3 コンソーシアムの当初の会計年度は、第17条第1項の規定にかかわらず、施行の日から平成27年3月31日までとする。

附 則

この要綱は、平成28年5月31日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年5月21日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。